

議案第46号

印鑑登録及び証明に関する条例の一部改正について

印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和5年11月30日提出

勝山市長 水上 実喜夫

提案理由

個人番号カード印鑑登録者が、コンビニエンスストア等に設置されている多機能端末機により印鑑登録証明書の交付を受ける際に、スマートフォン（移動端末設備）に記録した利用者証明用電子証明書を利用する方法を追加するため、この案を提出する。

勝山市条例第 号

印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

印鑑登録及び証明に関する条例(昭和44年勝山市条例第23号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線で示す部分を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すとおり改正する。

改正前	改正後
<p>(証明)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、個人番号カード印鑑登録者は、多機能端末機(本市の電子計算機と電気通信回線で接続された端末機で、当該端末機の操作により印鑑登録証明書等を交付する機能を有するものをいう。)に_____電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号) <u>第2条第5項</u> に規定する <u>利用者証明利用者符号</u> _____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____ <u>を利用するため</u></p>	<p>(証明)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、個人番号カード印鑑登録者は、多機能端末機(本市の電子計算機と電気通信回線で接続された端末機で、当該端末機の操作により印鑑登録証明書等を交付する機能を有するものをいう。)に <u>個人番号カード</u> (電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号。以下「<u>公的個人認証法</u>」という。) <u>第22条第1項</u> に規定する <u>個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。</u>) <u>又は移動端末設備(電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第12条の2第4項第2号ロに規定する移動端末機であって公的個人認証法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。)</u> を用いて _____</p>

に用いるものとして、設定された

暗証番号その他必要な事項を入力することにより、印鑑登録証明書の交付を申請**する**ことができる。

、**電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則(平成15年総務省令第120号)第42条第2項に規定する**暗証番号その他必要な事項を入力することにより、印鑑登録証明書の交付を申請**し、その交付を受ける**ことができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。